

答 申 第 108 号

令 和 2 年 7 月 7 日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について

(答申)

令和2年1月20日付け諮問第4号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

平成31年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験問題作成委員及び採点委員名
簿等

第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした対象公文書のうち、別表の「公開すべき部分」欄に記載した部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 31 年 2 月 25 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、次の公文書を特定した。

- (1) 平成 31 年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の問題作成委員及び採点委員名簿（以下「文書 1」という。）
- (2) 平成 31 年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の集団面接委員一覧及び個人面接委員一覧（以下「文書 2」という。）
- (3) 平成 31 年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の一般教養及び専門教科（高等学校・英語）の筆記試験における教科専門の各配点及び採点基準（以下「文書 3」という。）
- (4) 平成 31 年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の合否判定資料（以下「文書 4」という。）

3 実施機関の決定

平成 31 年 3 月 11 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

平成 31 年 3 月 25 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

6 諮問

令和2年1月20日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全面公開を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 文書1及び文書2について

どのような経験を持ち、該当する作業に精通した人物が担当しているかどうかを知る権利があり、非公開は不適切である。

情報公開・個人情報保護審議会では、委員名簿がホームページ等で公開されている。このことを踏まえれば、今回の非公開決定が不条理、かつ、矛盾していることは、明々白々の事実である。このことは、明らかに、兵庫県が教育委員会に限らず、桜の花を見る会に係る一連の汚職事件と類似した不正、つまり2008年に大分県で発覚した教員採用汚職事件と同様の、あるいはそれ以上に言語道断な、具体例で述べるならば、口利き、贈収賄、癒着、馴れ合い、利権支配、答案用紙の改ざんに係わっている事実を隠ぺいするがために、関係する全ての情報を非公開決定したことに他ならない。

(2) 文書3について

採点基準等は採用試験の実施回ごとに異なるので、非公開理由には該当しない。

とりわけ記述式の問題等に関しては、部分点の評定等、非常に微妙な要素が多分に含まれている箇所である。ほとんどの自治体では開示している。明らかに、教育委員会にとって不都合な事実を隠ぺいしていることに他ならない。また、たとえ部分点といえども、毎回、問題ごとに基準が異なる訳であるから、受験者が配点が低い出題を軽視し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすことは、非常に考えにくい。

(3) 文書4について

採用試験の実施回ごとに得点は変わるので、非公開理由には該当しない。

実施機関の弁明書には、各試験等の結果を合計することのみによって合否を

決定していないと述べられている。これは明らかに、縁故等による採用がなされていることを意味している。口利き等による不正がなされていないなら、その具体的な内容を公表すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 兵庫県立学校教員採用候補者選考試験（以下「教員採用選考試験」という。）について

公立学校教職員は、全体の奉仕者たる教育公務員として、県民の教育に関する信託に応えられる多様な資質・能力を必要としている。したがって、採用に当たっては、これらの資質・能力をできるだけ正確に把握する必要があることから、筆記試験はもとより、面接試験、実験実技試験等と受験者に関する各種資料を総合的に判定し、教員としての十分な資質を持ち、教職に対する情熱にあふれ、人格的にも優れた人材の採用に努めている。

こうした観点から、本県の教員採用選考試験においては、第1次選考試験では、一般教養及び教科専門の筆記試験、集団面接試験を行い、第2次選考試験では、面接試験とともに、一部の校種・教科・科目にあっては実験実技試験を実施している。これらの成績と受験願書に記入した受験者のスポーツ活動や芸術文化活動、国際貢献活動等の実績や資格等を総合的に判定し、採用予定数等を踏まえ適切な人数の合格者を決定している。

2 本件対象公文書を非公開とした理由について

(1) 文書1及び文書2について

公立学校の教員の採用は、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験）によるものとなっており、筆記試験の問題作成委員及び採点委員並びに面接試験の面接委員（以下「問題作成委員等」という。）は、中立・公平な立場で客観的に問題作成及び選考試験の評価をし、本県公立学校の教員として採用することの適否を判定するために従事することが責務である。

問題作成委員等は、学校に勤務する管理職、教育委員会事務局に勤務する職員等で構成されていること、一方、受験者の多くは、臨時講師、非常勤講師等として学校に勤務する場合があること等から、文書1及び文書2が公開されると、次のようなおそれがある。

ア 受験者が問題作成委員等に対して採用試験に関して質問したり、採点等について訂正を求めたりする働きかけがなされるおそれ

イ 受験者との間に後日生じるかもしれないトラブルを懸念して、受験者をありのまま評価できなくなるおそれ

ウ 問題作成委員等と受験者が同じ職場であるような場合、公平公正な採用試験において、試験問題や面接の質問内容等、情報の流出につながるのではと県民に疑念を抱かせる要素の一つとなるおそれ

エ 採用試験に関する問い合わせが、勤務先である学校等に入り、問題作成委員等の普段の業務に支障が出るおそれ

オ 問題作成委員等の氏名の公開が前提となると、問題作成委員等の委嘱について支障が出るおそれ

したがって、文書1及び文書2については、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

(2) 文書3について

文書3は、第1次選考試験に関するものである。第1次選考試験では、筆記試験問題の持ち帰りを認めるとともに解答例も公表しており、自己採点ができるようにしている。また、面接試験については、選考試験の実施要項に評定項目や評定段階を明示し、受験者に周知している。

文書3が公開されると、部分点の採点において採点者が重視した内容等が判明し、受験技術に基づく偏った学習をする者が高得点を獲得するおそれがあり、教員としての適格性を備えているかを判定する選考試験の趣旨が損なわれるものと考えられる。さらに、受験者が、配点が低いと思われる出題を軽視するなどの弊害が起こるおそれがある。

このようなことから、文書3については、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

(3) 文書4について

教員採用選考試験は、選考によるものとなっており、第1次選考試験においては、筆記試験・集団面接試験の結果と受験願書に記入した受験者の活動等の実績や資格等を総合的に判定して選考を行っている。

また、第2次選考試験においては、模擬授業・個人面接試験とともに、実技試験を実施している。それらの結果と受験願書に記入した受験者の活動等の実績や資格等を総合的に判定して選考を行っている。

以上のように、教員採用選考試験は、競争試験以外の能力の実証に基づく試験である選考によって行っているため、各試験等の結果を合計することのみによって合否を決定しているわけではない。

文書4が公開されると、受験者は公開された内容と合否結果を短絡的に結びつけてしまい、受験者が選考基準に対して誤った認識を持ち、配点が低いと思われる試験を軽視するなどの弊害が起こるおそれがある。

また、試験の合否結果そのものに不信を抱くことが懸念され、本県の選考試験の社会的評価にかかわる問題となり、ひいては県民の教育への信頼低下を招き、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

その結果、今後の教員採用選考試験の受験者の正確な能力の判定ができなくなり、適正な選考を行うことが困難になるおそれがある。

したがって、文書4については、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

3 結論

以上のとおり、本件処分については、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成31年度教員採用選考試験に関する文書1から文書4までの公文書である。

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書について条例第6条第6号に該当するとして全部を非公開とする本件処分を行ったところ、審査請求人は、全部の公開を求めている。

これに対して、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、以下検討する。

2 条例第6条第6号の該当性について

(1) 文書1及び文書2について

文書1には、問題作成委員及び採点委員の所属名、職名、氏名等が記載されており、文書2には、面接委員の所属名、氏名等が記載されている。

実施機関は、文書1及び文書2が公開されると、受験者が問題作成委員等に対して採用試験に関して質問したり、採点等について訂正を求めたりする働きかけがなされるおそれ、受験者との間に後日生じるかもしれないトラブルを懸

念して、面接委員が受験者をありのまま評価できなくなるおそれ等があるとして、条例第6条第6号に該当すると主張する。

ア 問題作成委員について

問題作成委員の氏名が公開されれば、受験者その他の関係者から、採用試験に関する質問や問い合わせを受けることが想定される。

また、問題作成委員と受験者となる可能性の高い臨時講師等が同じ職場であるような場合、問題作成委員の氏名を公開すれば、受験者は、問題作成委員であった管理職等に直接接触することが容易になり、採用試験の公正さが害されるおそれがあり、質問や問い合わせの内容も具体的なものになりかねず、そうなれば日常の業務運営に支障が生じることは否定できない。

さらに、氏名の公開が前提となると、周囲から疑念を持たれないようにプレッシャーがかかり、問題作成委員になることが敬遠され、委員の委嘱について支障が出るおそれも認められる。

これらのことから、問題作成委員の氏名は、公開すれば、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当すると認められる。

次に、問題作成委員の所属名については、公開すれば、問題作成委員となる者は管理職等に限定されていることから、職名が非公開であったとしても問題作成委員は数名に限定されることになり、さらに職名が公開されれば、問題作成委員は特定されてしまうため、氏名と同様に人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当すると認められる。

しかしながら、問題作成委員の職名や委員名簿の様式など、氏名及び所属名以外の部分を公開したとしても、問題作成委員を特定することはできないから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれは認められない。

したがって、問題作成委員の氏名及び所属名は、条例第6条第6号に該当し、非公開が妥当であるが、氏名及び所属名以外の部分は、同条同号に該当せず、公開すべきである。

イ 採点委員について

採点委員についても、氏名及び所属名が公開されれば、問題作成委員の場合と同様、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当すると認められる。

しかしながら、採点委員の職名や委員名簿の様式など、氏名及び所属名以外の部分を公開したとしても、採点委員を特定することはできないから、人事管

理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれは認められない。

したがって、採点委員の氏名及び所属名は、条例第6条第6号に該当し、非公開が妥当であるが、氏名及び所属名以外の部分は、同条同号に該当せず、公開すべきである。

ウ 面接委員について

面接委員について、氏名が公開されれば、受験者との間に後日生じるかもしれないトラブルを懸念して、受験者をありのまま評価できなくなるおそれがあると認められる。

さらに、面接委員の氏名の公開が前提となると、面接委員になることが敬遠され、面接委員の委嘱について支障が出るおそれも認められる。

これらのことから、面接委員の氏名は、公開すれば、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当すると認められる。

次に、面接委員の所属名については、公開すれば、面接委員となる者は管理職等に限定されていることから、職名が非公開であったとしても面接委員は数名に限定されることになり、さらに職名が公開されれば、面接委員は特定されてしまうため、氏名と同様に人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当すると認められる。

しかしながら、委員名簿の様式や担当した試験区分など、氏名及び所属名以外の部分を公開したとしても個人は特定されないから、実施機関が主張する公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれは認められない。

したがって、面接委員の氏名及び所属名は、条例第6条第6号に該当し、非公開が妥当であるが、氏名及び所属名以外の部分は、同条同号に該当せず、公開すべきである。

(2) 文書3について

文書3には、平成31年度教員採用選考試験の一般教養試験及び教科専門試験（高等学校・英語）の解答及び小問ごとの配点が記載されている。

実施機関は、文書3が公開されると、部分点の採点において採点者が重視した内容等が判明し、受験技術に基づく偏った学習をする者が高得点を獲得するおそれがあり、教員としての適格性を備えているかを判定する選考試験の趣旨が損なわれるものと考えられ、受験者が、配点が低いと思われる出題を軽視するなどの弊害が起こるおそれがあるとして、条例第6条第6号に該当すると主張する。

しかしながら、教員採用選考試験の過去5年間分の解答例は、県民情報センター等において一般の閲覧に供されており、令和2年度の解答例では、一般教養試験については正答及び小問ごとの配点が公表され、教科専門試験（高等学校・英語）については正答及び大問ごとの配点が公表されている。

そうすると、文書3の一般教養試験の解答及び小問ごとの配点については、公開したとしても、実施機関が主張するような事務に支障を及ぼすおそれは認められない。また、文書3の教科専門試験（高等学校・英語）の解答及び小問ごとの配点については、既に公表されている大問の配点から、小問の配点も一定程度推測が可能であり、小問の配点を公開した場合に、配点が低い小問を受験者が軽視したとしても、実施機関が主張するような事務に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたい。

このような状況を考慮すると、文書3を公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすような具体的なおそれは認められない。

したがって、文書3は、条例第6条第6号に該当せず、公開すべきである。

(3) 文書4について

文書4には、教員採用選考試験の第1次選考試験及び第2次選考試験の詳細な選考方法が記載されている。

実施機関は、文書4が公開されると、受験者は公開された内容と合否結果を短絡的に結びつけてしまい、受験者が選考基準に対して誤った認識を持ち、配点が低いと思われる試験を軽視するなどの弊害が起こるおそれがあるなど、適正な選考を行うことが困難になるおそれがあるとして、条例第6条第6号に該当すると主張する。

また、実施機関によると、第1次選考試験においては、筆記試験及び集団面接試験の結果と受験願書に記入した受験者の活動等の実績や資格等を総合的に判定して選考を行っており、また、第2次選考試験においては、模擬授業、個人面接試験及び実技試験の結果と受験願書に記入した受験者の活動等の実績や資格等を総合的に判定して選考を行っている。

このように任命権者の合理的な裁量に委ねられていると考えられる詳細な選考方法は、これを公開すると、選考基準に対応した受験技術を身につけた者がより有利になるなど、適正な選考を行うことが困難になる実質的なおそれがあることから、文書4は、条例第6条第6号に該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するも

のではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件諮問は、本件審査請求から9か月余りが経過してから行われている。

公開請求から諮問までに時間がかかりすぎると情報公開制度の趣旨が失われかねないため、今後は、実施機関において速やかな諮問手続が行われることを望む。

別表

対象公文書	公開すべき部分
文書 1	氏名及び所属名以外の部分（様式部分を含む。）
文書 2	氏名及び所属名以外の部分（様式部分を含む。）
文書 3	全て

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年1月20日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和2年1月29日 第1部会 (第64回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和2年2月26日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和2年3月18日 第1部会 (第65回)	・ 審議
令和2年6月15日 第1部会 (第66回)	・ 審議
令和2年6月26日 第1部会 (第67回)	・ 審議
令和2年7月7日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 後 藤 玲 子

委 員 佐 倉 里 司

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿